社会福祉法人天宗社会福祉事業会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人天宗社会福祉事業会(以下「当法人」という)定款第 九条および第二三条の規定に基づき、役員(理事及び監事)及び評議員(以下「役員 等」とする)の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

- 第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。
- (1) 常勤役員等については、報酬、賞与を支給する。但し、退職手当は支給しない。
 - (2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。

(当法人職員給与との併給)

第3条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬は、支給しない。

(報酬等の支給方法)

- 第4条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて 定める時期とする。
 - (1) 報酬については、毎月25日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、職員給与規程に準じた日とする。
 - (2) 賞与については、毎年6月及び12月とする。
- 2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

- 第5条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。
 - 2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
 - 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数 を22日とした日数を基礎として日割りによって計算する。
 - 4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

- 第6条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数 処理を行う。
 - (1)50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
 - (2) 50 銭以上1円未満の端数についは、これを1円に切り上げる。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第7条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1)報酬については、別表1に定める額
- (2) 賞与については、別表2に定める額
- (3) 通勤手当については、職員給与規定に準ずる額

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

- 第8条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める ものとする。
 - (1)報酬については、別表4に定める額

(業務出張時の支給方法)

第9条 常勤役員等及び非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、交通費(実費)、 を支給する。但し、宿泊を必要とするときは、1泊につき10,000円を支給する。1泊 10,000円を下回るときは実費支給とする。

(公表)

第10条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第五十九条の二第三項に定める報酬等の 支給の基準として公表する。

(改廃)

第11条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第12条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成30年1月1日より施行する

別表 1 常勤役員等の報酬

役職名	(1)報酬の額			(2)報酬の額		
理事長	月額円	400,	000	月額円	200,	0 0 0
常務理事	月額円	300,	000	月額円	150,	0 0 0
理事	月額円	200,	000	月額円	100,	000

* (1) 公的年金未受給者 (2) 公的年金受給者 勤務日数は週4日を原則とする。

別表2

常勤役員等の報酬

6月の賞与	報酬月額×2か月分		
12月の賞与	報酬月額×2か月分		

別表4

評議員

	報酬の額		
評議員会への出席	日額 10,000 円		
上記の他、法人業務のための出勤	日額 10,000 円		

理事

	報酬の額			
理事会への出席	日額	10,	000	円
上記の他、法人業務のための出勤	日額	10,	000	円

監事

	報酬の額			
評議員会、理事会、監事監査等への出席	日額	10,	000	円
上記の他、法人業務のための出勤	日額	10,	000	円